

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	新ふくい人「農ある暮らし」移住特区 (不動産業者の農地取得および農地付き住宅を取得する際の、権利移動に係る面積要件の緩和)	都道府県コード	18 福井県
		提案事項管理番号	1016010
提案主体名	福井県	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4
制度の現状	<p>農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得地すべてを耕作し、農地を効率的に利用することや、取得後の農地の面積が原則として 50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件(下限面積要件)となっている。</p> <p>知事が別に定める面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10a まで引き下げることが可能である。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現在、不動産業者が農地付き住宅の販売(貸付)を目的として農地を農地として取得しようとしても</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定により、対象法人が農業生産法人等に限定されている。 <p>また、個人の農地権利取得の要件は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得後の経営面積50a以上 (知事特認10a以上) <p>等とされている。</p> <p>これを、特定法人貸付事業実施区域において、不動産業者が農地付き住宅の販売(貸付)を目的とする場合は、不動産業者が一時的に農地を農地として取得し保有できるよう農地権利取得対象者の要件を緩和するとともに、農地付き住宅を購入(借入)する移住者については農地権利取得の面積要件を撤廃し、10a未満の小規模な農地でも取得可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農地の取得対象者の要件を緩和し、不動産業者が農地付き住宅の販売を目的とする場合は、不動産業者が一時的に農地を農地として取得し、所有することを可能とする。</p> <p>併せて、農地付き住宅を購入(借入)する移住者については、農地権利取得の面積要件を撤廃し、10a未満の小規模な農地でも取得可能とする。</p> <p>提案理由</p> <p>中山間地域等においては、少子高齢化、人口減少が進み、担い手の不足から営農の継続や地域コミュニティの維持が困難になるなど、耕作放棄地の発生拡大が危惧されている。</p> <p>一方で、農村部へ移住を希望する都市住民には、小規模であっても農地を取得して農業に親しみたいという願望が強い。不動産業者にも、こうしたニーズを捉え、住宅を農地とセットで販売したいという要望がある。</p> <p>今後は、多様な担い手の参加により、中山間地域等条件不利地における営農を継続していく施策が必要とされており、区域を限定したうえで、移住者に住宅とセットになった小規模な農地取得を認め、村落コミュニティの中で地域を担う一員になってもらうことが必要である。</p> <p>不動産業者による農地付き住宅の販売が可能となることにより、移住者のニーズにあった様々な形態の農地付き住宅の供</p>

給と都市住民への情報発信が民間資本により行われることとなり、中山間地域等の活性化と耕作放棄地の解消が促進される。

代替措置

市町村が指定する特定法人貸付事業実施区域に限定し、監視も強化することにより、優良農地の非効率的な利用を招かないようにすることは十分可能である。

また、不動産業者が農地を一時保有している間は草刈り等の管理を義務付けること等により、農地の荒廃を防ぐことも可能である。

なお、市民農園の利用では、移住者に地域の担い手の一員として主体的に農地維持のための共同作業等に参加してもらうことが困難であり、市民農園以外の耕作放棄地への波及効果が見込めない。

不動産業者に農地の一時保有を認めない場合、不動産業者は農地のあっせんのみとなるため、田から畑への転換や区割りの変更等ができず、移住者のニーズにあった農地の提供ができない。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地法は、不耕作目的や、農業の生産性が低く農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を排除し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に、農地の取得には許可制を採っている。</p> <p>また、許可の際の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあつては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることを可能としている。</p> <p>不動産業者が農地を取得できるようにしたり、下限面積要件を廃ししたりすることは、投機目的、資産保有目的など不適切な農地取得につながるおそれがあり、また、零細で非効率な農地利用を招くことから、適当ではない。</p> <p>なお、住宅に付随する小規模な土地が家庭菜園として利用されるなど、住宅の敷地から独立して取引の対象とならない場合は、社会通念上農地法上の農地に該当しないものとして、農地法の権利移動の規制の対象外である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1004040
提案主体名	三次市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4
制度の現状	<p>農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として 50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。</p> <p>知事が別に定める面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10a まで引き下げる事が可能である。</p>

求める措置の具体的内容	新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農地法は、農地の集団性を確保するとともに、効率的かつ自立した農業経営のため、小規模農地の権利移動を制限し、許可制を採っていることは理解しています。</p> <p>しかし、権利移動の条件となる、農地取得下限面積要件を廃止することが、すべてにおいて零細な農業経営体を生み出し、非効率な農地利用を招くとは考えられません。</p> <p>高齢化の進行や農業の担い手不足は全国的な問題であり、生産地である三次市においても例外ではなく、耕作放棄地も年々増加しているのが現状であります。</p> <p>三次市では平成 19 年度において、「頑張るみよしの農林業支援プロジェクト」を設置し、耕作放棄地の復興策に向けて協議をかさねてきました。その中でも「耕作放棄地復興地域活動支援」、「学校給食食材専用圃場への復興」、「耕作放棄地復興チャレンジツアー」などに取り組むことが提唱され、平成 20 年度において一部予算化もしたところです。</p> <p>また、定住施策も積極的に推進しており、「新規就農者受入拡大事業」として、研修や資金面での支援を行うこととしています。</p> <p>しかしながら、依然として高齢化や担い手不足は深刻であり、地域の営農組織や新規就農者等新たな担い手の育成が求められています。特に新規就農者については、生産技術の習得や、農業機械の導入に必要となる、初期投資の問題をクリアするため、小規模な面積から農業に取り組み、徐々に拡大していく支援も必要です。</p> <p>U・I ターンや定年就農者・週末就農者は、将来において地域の担い手となり農地の保全につながる大切な人材と期待されます。こうした新規就農者が参入しやすい環境を整え、耕作放棄地の解消による、有効な土地利用や、地域内農産物の生産拡大を図るためにも、一定の要件を満たす地域における土地取得下限面積要件の廃止を提案します。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を排除し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。</p> <p>許可の際の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として 50a 以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあつては、知事の判断で、弾力的に 10a まで引き下げることを可能としている。</p> <p>したがって、新規就農者に限って下限面積要件を廃止することは、適当ではない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	土地改良法第15条の特例	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1004050
提案主体名	三次市	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省
該当法令等	土地改良法(昭和24年 6月6日法律第195号) 第15条
制度の現状	土地改良区が行うことができる事業は、その地区内の土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている(土地改良法第15条)。

求める措置の具体的内容	現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>前回の提案の結果では、収益を伴う営農活動を土地改良区が実施することは、土地改良区の性格上認めることが出来ないという回答をいただいているところではあります。</p> <p>しかしながら、現実として、中山間地域での土地改良区の実情は、償還金返済事務や施設の更新並びに維持管理が業務の中心となっています。</p> <p>また、小規模な兼業農家が多く、農業の担い手も高齢化している中で、「担い手不足」、「農地の荒廃(耕作放棄地の増加)」、「土地改良事業の減少」などにより、組合員への賦課金のみでは運営費が不足しており、この不足分を賦課に求めることができない状況から、三次市からの運営補助金をもって、どうにか活動存続を保っているのが現状です。</p> <p>世界の食料事情の動向、食料自給率問題も深刻な今日、農地保全の重要性を再認識し、農地や農業施設などの農業資源をみんなで守り、支えて行こうとする観点からも、土地改良区に更なる役割を持たせるとともに、土地改良区の一層の健全化と自立が必要であると考えます。</p> <p>以上のことから、農作業の受委託及び斡旋業務等の営利を目的としない収益事業を可能とするよう特例措置を求めるものです。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>土地改良区は、事業施行に当たって当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得た上で、都道府県知事等の認可を受けて設立されるものであり、その際、不同意者も含めて当該地区内の事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。</p> <p>また、事業実施に必要な費用については、組合員への賦課金によることを前提としており、事業実施により損失が生じた場合にも最終的には賦課金として組合員の負担となるものである。また、滞納者に対しては、強制徴収権も付与されているところである。</p> <p>このように土地改良区は、土地改良事業の性格に基づく強い公共的性格・権能を持つ法人であることから、その業務範囲は、土地改良事業を適切かつ安定的に実施する観点から、土地改良区の権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。</p> <p>したがって、このような土地改良区の性格上、農作業の受託及び農地の斡旋等を土地改良区が実施することは、営利を目的としない場合であっても、認めることはできない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	高知県の施設園芸現場において害虫防除にその地域に産する土着天敵を利用しやすくするための施策(天敵特区)	都道府県コード	39 高知県
		提案事項管理番号	1008010
提案主体名	(国)高知大学	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省 環境省
該当法令等	農林水産省・環境省 告示第一号(平成15年3月4日)(一)
制度の現状	<p>天敵は使用場所と同一の都道府県内(離島の場合は当該離島内)において採取されたものであれば、農薬取締法第2条における農林水産大臣の登録が不要な特定農薬として定められている(平成15年3月4日 農林水産省・環境省告示第1号)。さらに、他の都道府県(離島の場合は当該離島内)において当該天敵が使用されることのないよう、当該天敵の増殖は行われないう指導している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農薬取締法で規定される特定農薬の内、農水省環境省告示では天敵については使用場所と同一の都道府県内で採取されたものとされているが、高知県内で採取され人工的に増殖されたものを高知県内に限って無償で配付利用する場合は、特定農薬として取り扱ってほしい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>高知県は施設園芸が盛んであり、そこでは害虫防除に天敵を利用することを中心とした総合的害虫管理(IPM)の体系を導入する農家の割合が多く、ナス栽培面積の29%、ピーマン・シントウの58%になっている(高知県環境農業推進課、平成19年)。現在日本で市販されている天敵資材は大半が外国産であるが、栽培現場からは土着の天敵の利用に期待が寄せられている。法律では同一都道府県で採取した土着天敵を害虫防除に利用することは特定農薬として扱われ、農薬登録の必要はないとされているが、人工的に増殖して利用する場合は登録が必要とされている。日本で農薬登録され市販されている土着天敵の代表種としてアザミウマ類を捕食するタイリクヒメハナカメムシの場合、10a 当たり 1000 頭放飼が基本とされている。これに見合う土着のカメムシ類を農業従事者が野外で採取することは困難であり、特定農薬では補助的な害虫防除効果しか期待できない。しかし、実験室等で維持している土着天敵を施設園芸害虫防除のために農家に無償で配付し、天敵増殖キットなどを用いて農家の手で増殖する事ができれば、防除に必要な個体数を確保でき、農家の防除資材購入費用の削減にも繋がる。このように高知県の施設園芸の現場において県内に産する天敵をより効果的に利用できるように、本県を天敵特区として扱っていただくことが本事業の目的である。高知県における生物農薬の出荷額は都道府県で第一位(農薬要覧 2006)であり、生産者の土着天敵の利用の期待も大きく、実際栽培現場周辺で積極的に天敵を採取する生産者も多い。今回の天敵特区が認められると高知県農業の活性化につながり、環境保全型農業を推進するモデル的事業になりうる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-1	措置の内容	IV
<p>特区に限らず、全国において、ある都道府県において増殖させた天敵が、当該都道府県外等に配布・使用されないことを確実に担保することを前提に、増殖させた天敵を特定農薬として使用することを認める方向で検討する。</p> <p>具体的には、本年度中に天敵の増殖方法や天敵の配布・使用実態について調査を行い、調査の結果安全性等が確認されれば、所用の対応について検討する。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>貴省からの回答によれば、「調査の結果安全性等が確認されれば、所要の対応について検討する。」とあるが、安全性の確認方法や主体等の調査内容及び本年度中に講じられる措置について具体的に示されたい。</p> <p>また、高知県内の特定地域をモデル地区(天敵特区)として、増殖させた土着天敵の実態調査を行い、データ集積の上で全国展開する等の方法をとることにより措置の迅速化が図れるのではないかと提案者の意見について、改めて検討の上回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>特区ではなく、全国レベルでの対応をご検討いただけるとの回答に感謝いたしております。しかし、ご回答いただいた内容を実際 20 年度中に実施できるのでしょうか。それよりも、高知県を天敵特区として高知県内の特定地域(具体的には高知大学の研究に協力いただいている安芸郡芸西村など)において 1-2 年のモデル事業で、高知大学等が有している増殖した土着天敵の配付を行い、効果判定や環境影響調査などのデータを集積した上で、いずれは全国で展開するといった方が具体性があると思うのですが、いかがでしょうか。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-1	「措置の内容」の見直し	IV
<p>増殖させた土着天敵が他の都道府県で配布・使用された場合、生態系の影響が懸念される。従って当該天敵が当該都道府県外等に配付・使用されないことを確実に担保した上で全国的に使用を認める方向で検討する。</p> <p>具体的には、今後、提案の関係者及び都道府県と連携して増殖方法や天敵の配付・使用計画などを調査し、増殖させた天敵が当該都道府県以外に配付・使用されないことを確認した上で、20年度中に全国的に使用を認めることを内容とする天敵に関する解釈通知を発出する方向で検討する。</p>				

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地の一時転用期間の延長	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1011010
提案主体名	柳川市	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条第1項、第2項第1号イ 農地法施行令第1条の10第1項第1号 「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)第3の1の(1)の①のア
制度の現状	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p> <p>農用地区域内の農地の転用は、以下の場合に限って例外的に許可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合 ・農用地利用計画において指定された用途(農業用施設用地等)に供する場合 ・仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること <p>(「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)において、一時的な利用の期間を3年以内と規定)</p>

求める措置の具体的内容	<p>農地の一時転用は、「農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日)事務次官通知」により農業振興地域整備計画に支障を及ぼさないことを担保する観点から3年以内とされているが、10年以内などの期間の延長ができないものか。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本市は、有明海に面し、半分近くが江戸時代から遠浅の干潟を干拓して出来た土地である。そのため、治水や利水のため総延長約930kmのクリークが縦横に巡り、独特の景観を築いている。</p> <p>以前は毎年地域でクリークの浚渫を行い、その浚渫土(泥土)は農地へ還元し、肥料として活用を行ってきたが、近年、生活様式の変化等により空き缶や割れビン等が含まれ、農地還元が出来なくなっている。</p> <p>市としては、住民の要望により治水、利水の面から浚渫を行っているが、前述のとおり農地還元が出来ないため、浚渫土の仮置場として(悪臭が発生するため)宅地から離れた地元の個人所有農地を借り上げている状況にある。</p> <p>特に平成19年度から始まった「農地・水・環境保全対策事業」により集落ごとの活動が活性化し、地域ぐるみの作業が増え、浚渫土の量が増えつつある。</p> <p>一方、農地所有者は、地元のため、やむなく浚渫土の仮置場として承知されているが、将来的には農地として利用する意思があり、市としても長期的な視点から借り上げ地のなし崩し的な宅地化を望んでいないため、完全転用ではなく一時転用で対応している状況である。</p> <p>浚渫土は将来的には利活用を検討しているが、前述のとおり様々なものが含まれているため、活用範囲は狭く、一時転用</p>

期間の3年では困難なため、10年に延長することを提案するものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農業振興地域内の農用地区域は、相当長期にわたり農用地として利用すべき土地として、市町村農振整備計画の農用地利用計画において定められた土地であり、農用地区域内においては原則として転用を認めていない。しかしながら一時的な転用については、市町村農振整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から期間を3年以内に限定して、例外的に認めている。</p> <p>このため、農用地区域内農地の一時転用の期間を延長することは、農地として利用しない期間を長期化させることとなり、市町村農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあることから適当ではない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	土地区画整理事業地区内の土地の分筆登記に伴う 共有持分について	都道府県コード	44 大分県
		提案事項管理番号	1020010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第3条第1項
制度の現状	<p>法務省の通達が出されたことにより、土地区画整理事業地区内の共有物の分割が可能となったが、共有状態となっている農地を分割するには、農地法第3条の許可が必要な場合と、許可が不要な場合がある。</p>

求める措置の具体的内容	<p>土地区画整理事業地区内においても通常の土地の分筆や所有権登記と同様な取扱いとなるよう、所有者のニーズに合った土地利用の継続と地目設定を可能とすべきであり、不合理な固定資産税を課されることがないようにすべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>法務省通達(平成16年2月23日付け法務省民二第492号)が出される以前から、土地区画整理事業を施行中であった地区において、売買や相続が生じた場合は、従前地を分筆することができず、共有持分として登記せざるを得なかった。</p> <p>それらの物件を、法務省通達以後に、本来の登記内容に変更するため、分筆したうえ各共有持分を各単独所有に登記しようとしたとき、共有物分割か共有持分放棄かのどちらかの方法で単独の所有権に変更登記することとなる。</p> <p>このとき、登録免許税率が違うため、安価な共有物分割の方法を採ることが多いが、地目が農地(田、畑等)である場合は、農地法の制約がかかり、当該物件とは別に40a以上農地を耕作していない者は、当該物件を農地として土地利用し続ける意思が所有者にあっても、その意思に反して農地転用の届出や許可(あるいは地目を農地から宅地に地目変更)が必要となる。</p> <p>また、農地法の制約がかからない共有持分放棄の方法を採った場合においても、双方の地目が宅地と農地(異種地目)である場合は、所得税法第58条の適用ができない。このため、当該物件を農地として土地利用し続ける意思が所有者にあっても、その意思に反して農地転用の届出や許可(あるいは地目を農地から宅地に地目変更)をすることとなる。</p> <p>このようにすると、当該物件の土地利用を農地として今後とも継続したいとする所有者の意思に反して、農地転用の届出や許可(あるいは地目を農地から宅地に地目変更)をしたことで、結果として固定資産税は宅地として課税されることとなる。</p> <p>これら法務省通達以前に土地区画整理事業が施行中であったことが原因で、従前地分筆および所有権を単独所有とすることができなかった場合に限っては、特例として、共有物分割と共有持分放棄との登録免許税率を同じにすること、共有物分割において農地法の制約を受けないこと、所得税法第58条の適用を異種地目であっても可能とすることで、所有者のニーズに合った土地利用の継続と地目設定が可能となり、不合理な固定資産税を課されることもなくなることで、土地区画整理手法への正しい理解と協力と、納税者からの信頼を得ることができ、住民との協働のまちづくりをさらに推進することを可能とする。</p> <p>※ 一部検討対象外</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>御提案にある土地区画整理事業における登記に係る法務省の通達及び税の負担の軽減措置については、当省では所管していない。</p> <p>農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を排除し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。</p> <p>また、許可の際の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として50a 以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあつては、知事の判断で、弾力的に10a まで引き下げることを可能としている。</p> <p>本件はそもそも共有農地の分割手続の方法によって税負担が異なることの解消を求めるものであり、税負担のあり方については、当省で所管する内容ではない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>提案者は、法務省通知(平成16年2月23日付け法務省民二第492号)発出以前において、土地区画整理事業が施行中であつたことが原因で、共有持分として登記せざるを得なかつた農地について、共有物分割の際に農地としての利用の意思があるにも係わらず農地法第3条第1項の許可が必要となり支障が生じていることから、農地法上の特例措置についても求めているものである。共有農地については、持分に応じて使用(耕作)されているものであり、共有物分割の場合に限って特例を認めることはできないか。右提案者意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>土地区画整理事業を施行中に、売買や相続等が生じた場合、従前地を分筆する登記ができなかつた(平成16年2月の法務省通達がなされるより以前の物件)ために、従前地を共有持分として登記せざるを得なかつた。その後、本来の所有権者に登記し直すため、共有物分割で単独所有に登記しようとする、農地法の制約がかかる。このため本人は、今後の土地利用を農地としていくら継続したくても、農地転用の届出や許可が必要になる。本人はもともと農地を所有していたわけで、その農地を農地転用したいわけではない。これらの事例における農地法の特例を希望する。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>農業的利用と非農業的利用の競合の激しい我が国においては、農地の権利移動の機会を捉えて、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っているものである。</p> <p>なお、農林水産省では、農地の有効利用を図る観点から、農地政策を全体として見直すこととしており、その際、御提案のような実態も参考にさせていただく。</p>			

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	獣医師養成系大学の立地の偏在を是正し、教育の機会均等を確保するため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可	都道府県コード	38 愛媛県
		提案事項管理番号	1021010
提案主体名	愛媛県、今治市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	当方では当該提案に対して規制をかける制度を所管していない。
制度の現状	当方では当該提案に対して規制をかける制度を所管していない。

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人が獣医師養成系大学を設置することで、獣医師を志望する四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を緩和し、大学を核とした地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>獣医学部(科)は、これまで約40年間新設されておらず、全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか割り当てがなく、四国には1つも獣医学部がない。このため、四国の高校生が獣医師を志望する場合は、遠隔地の大学に進学を余儀なくされ、経済的な負担も嵩むことから、東日本の高校生に比べ不利な状況にあることがアンケートで確認された。また、四国に獣医師養成系大学がないことは、農林水産省が昨年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」で四国は産業系、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされた要因になっていると考えられる。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ、教育の機会均等に寄与するとともに、地域の再生を図ることが可能になる。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないものと考えられるし、地元獣医学部があることで、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。今治市及び愛媛県は、大学誘致で教育の機会均等と地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給の均衡に寄与する特区を提案する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
当方では当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず適否は判断できない。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
文部科学省回答にある「獣医師の活動分野・地域偏在の要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医療に従事しない要因の分析、獣医療の供給体制の整備のための基本方針に対する議論」の進捗状況をお答えいただきたい。また、四国への獣医学部設置により、獣医師の需給に関する検討会報告書で将来にわたり獣医師が不足するとされた四国への卒業生の定着が見込まれ、獣医師の地域偏在是正に寄与することから、その旨を同基本方針に盛り込むお考えがあるか、お聞かせいただきたい。さらに、(社)日本獣医師会がH20.5.14 にHPで公表している反対意見をどう評価しているのか、また、今回の回答に影響を与えているのかお聞かせいただきたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
基本方針については、本年の秋から獣医事審議会計画部会において、審議を行い、見直しをすることとしている。 また、獣医師の需給に関する検討会報告書において指摘されている産業動物診療獣医師の不足傾向は、四国のみではなく全国的なものであることから、全国的な是正への取組が重要であると考えている。 なお、(社)日本獣医師会の意見について、獣医師の需給や大学教育などの獣医師をめぐる全体の課題について述べているものと理解しており、今回の回答については当該意見の影響を受けているものではない。			

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農業委員の公選に代え、農業者推薦を可とする	都道府県コード	36 徳島県
		提案事項管理番号	1030010
提案主体名	上勝町	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省
該当法令等	農業委員会等に関する法律第4条、第7条
制度の現状	<p>農業委員会の委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。</p> <p>選挙による委員は、選挙権のある農業者の選挙によって、被選挙権のある農業者から選出される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農業委員はその選任において、農業者が選挙する委員と農業関連団体及び市町村議会が推薦して首長が任命する委員で構成されている。しかし耕地面積が著しく小さい市町村にあつては、公選で行っている委員の選任につき、教育委員等と同様に公選制によらず、農業者の推薦によって首長が任命することを可とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農業委員の選任は一部の特例を除き公職選挙法を適用しているが、農業委員の被選挙人となることが不人気で現在まで選挙戦となったことが皆無の状況であり、仕方なく毎回の改選毎に地域推薦をお願いして候補者を立てるのが精一杯の現状で、現実には形式上の公選であっても被選挙人に名を連ねるのを嫌う候補者の説得に苦慮している。そこで、農地面積が著しく小さい市町村(概ね200ha 以下)にあつては、現在まで公選で行っている委員の選任につき、首長が地区割りを行って各地区の農業者に人選を依頼し、それぞれから推薦を受けた農業者を首長が任命することを可とする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農業委員会は、農地の所有者間で所有権の権利移転が行われる場合等の許可事務を行っており、このような私有財産に対する行政の強力な関与については、公正性、公平性を確保し、正統性を与えるための手続が必要であるため、最も公正、公平な方法である公選制による農業者の代表を中心とした委員構成とする必要がある。</p> <p>なお、区域内の農地面積が著しく小さい市町村(北海道800ha以下、都府県200ha以下)であれば、市町村長の判断で、農業委員会を置かないことができることとされている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>農業委員会活動の根底にある地域の農業振興を考える時、公選が最も公正性、公平性を確保すると主張される根拠は何か？公選による候補者(例:1ターン等で地域の実情を知らぬ者等)の一方的な公約を住民が鵜呑みにして選んだ委員の場合よりも、地域の農業者が話し合って選出した委員の方が、より地域に密着した課題を解決し、農家と共になって活躍できる可能性は高いと思われる。また、農地面積が小さい市町村は農業者のコミュニティが充実してる面を正面に捉えるべきであり、農業委員会を置かない場合は農業基盤は守られず、かつ中山間地の農業崩壊・農地放棄に繋がると懸念する処である。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>農業委員会は、農地の所有者間で所有権の権利移転が行われる場合等の許可事務を行っており、このような私有財産に対する行政の強力な関与については、公正性、公平性を確保し、正統性を与えるための手続が必要であるため、最も公正、公平な方法である公選制による農業者の代表を中心とした委員構成とする必要がある。</p> <p>この公選制は、区域内に住所を有する農業者によって公正・公平な形で地域の農業者の代表を選出するものであり、最も適切な農業者の代表の選出方法である。</p> <p>なお、区域内の農地面積が著しく小さい市町村(北海道800ha以下、都府県200ha以下)であれば、市町村長の判断で、農業委員会を置かないことができることとされ、そもそも設置するか否かについて市町村長に委ねているところであり、農業委員会を設置する場合は、最も適切な公選制により農業者の代表を選出する必要がある。</p>			

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1046080
提案主体名	兵庫県	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条第1項、附則第2項
制度の現状	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p> <p>また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されており、県においても厳格な運用を行っている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地転用許可制度については、5月28日に地方分権改革推進委員会による第1次勧告がなされたことを受け、これに関する政府の対処方針として、6月20日の地方分権改革推進本部において「地方分権改革推進要綱(第1次)」が決定されたところである。</p> <p>農地転用許可権限のあり方については、今後、この要綱に沿って、本年秋を目途に取りまとめられる農地政策の全体見直しの中で検討していくこととしている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、平成20年度内に予定されている農業振興地域制度及び農地制度の改革において、農地及び優良農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地転用に係る国の許可権限を都道府県に移譲するとともに、国との協議を廃止するよう見直すこととする。と明確に勧告されており、勧告に対する政府の対処方針「地方分権改革推進要綱(第1次)」の中では、農地転用許可制度や都道府県と国との協議の在り方については、第1次勧告の報告により検討を行う。と記述されているとおり、実現に向け検討されたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>農地転用許可制度については、5月28日に地方分権改革推進委員会による第1次勧告がなされたことを受け、これに関する政府の対処方針として、6月20日の地方分権改革推進本部において「地方分権改革推進要綱(第1次)」が決定されたところである。</p> <p>農地転用許可権限のあり方については、今後、この要綱に沿って、本年秋を目途に取りまとめられる農地政策の全体見直しの中で検討していくこととしている。</p>			

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	熔成汚泥灰複合肥料(下水汚泥リサイクル肥料)に係る公定規格の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1048010
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省
該当法令等	肥料取締法第三条及び第二十五条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日 農林水産省告示第284号)五 複合肥料(化学肥料)
制度の現状	「熔成汚泥灰複合肥料」は、重金属等の有害物質の予期せぬ含有が考えられる下水汚泥由来の肥料であることから、肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格において、化成肥料の原料から除外している。

求める措置の具体的内容	<p>肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格において、複合肥料のうち化成肥料の原料から「熔成汚泥灰複合肥料」が除外されているところであるが、これを含める規制緩和措置を要望する。</p> <p>すなわち、公定規格の五(1)の表の「肥料の種類」欄において、「化成肥料」を定義する記述の三項「肥料(熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料及び規則第1条の2各号に掲げる普通肥料を除く。)又は肥料原料(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を使用し、これに化学的操作を加えたもの」の文中から、「熔成汚泥灰複合肥料」を削除願いたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>我が国が全量を輸入に頼っているリン鉱石は、枯渇が懸念されている資源であり、数年で4倍程度価格が上昇している。一方、国内で確保可能な下水汚泥中のリンは、輸入リン鉱石 30～40%分のリン酸分を含有しており、これを有効活用すれば、国内でのリン資源循環が可能となり、循環型社会の形成に貢献できる。</p> <p>下水汚泥を原料とするリサイクル肥料であり、リンを多く含む「熔成汚泥灰複合肥料」を市場規模が大きい「化成肥料」の原料としてリン鉱石の代替品として利用可能とすることにより、為替や諸外国の制度に左右されることなく、安定的な化成肥料の生産が可能となる。しかるに、当該規制のため、現状では下水汚泥中のリンのほとんどが肥料として未利用である。</p> <p>「熔成汚泥灰複合肥料」は、下水汚泥に含有が懸念される重金属を中心とする有害物質をその製造工程(電気抵抗炉による溶融過程)において除去されているものであり、これに化学的操作を加えても、有害成分の含有量が増加することはない。公定規格において「汚泥肥料等」に区分される有害成分を積極的に除去していない汚泥由来の肥料とは、その取り扱いを明確に区別するべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-1	措置の内容	Ⅲ
<p>今後、さらに科学的知見を収集し、熔成汚泥灰複合肥料の安全性が立証されれば、化成肥料の原料の対象として使用することを認めることとする。</p> <p>具体的には、本年度中に、熔成汚泥灰複合肥料に関する製造方法についての検証したり、化成肥料に関する安全性を確認したりした上で原料として熔成汚泥灰複合肥料を使用出来るよう公定規格の改正を行うことを検討する。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右提案者意見を踏まえ、安全性の確認についての検証方法、公定規格改正に向けたスケジュール等本年度中に講じられる措置について具体的に明示されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>貴省ご回答においては、熔成汚泥灰複合肥料に関する製造方法についての検証、化成肥料に関する安全性の確認等を本年度中に行うこととされているが、それら検証、確認等の具体的な実施方法、実施のスケジュール等について教示されたい。</p> <p>なお、当該検証、確認等において必要な科学的知見の収集に資するデータ等については、補足資料に記載しております。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-1	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>本年度中に、熔成汚泥灰複合肥料に関する製造(原料中の成分分析、燃焼時間、燃焼温度等)や熔成汚泥灰複合肥料に含まれる有害物質(カドミウム、水銀等)の測定値等について検証を行うことにより、化成肥料に関する安全性を確認した上で、原料として熔成汚泥灰複合肥料を使用出来るよう公定規格の改正を行うことを検討する。</p> <p>公定規格の改正は、パブリックコメント、WTO通報等の事務手続きを行う必要があることから、来年3月頃に実施する予定である。</p>				

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和	都道府県コード	7 福島県
		提案事項管理番号	1063010
提案主体名	喜多方市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省
該当法令等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項 米穀の生産調整実施要領第3 同要領別紙3の第2
制度の現状	<p>酒造好適米については、従来の計画流通制度においても自主流通米として取り扱われており、現行の「米穀の生産調整実施要領」においても、都道府県別需要量に関する情報の算定の際、生産数量目標の内数として、主食用米の過去の需要実績に酒造好適米も含めて取り扱っているところ。</p> <p>具体的には、同要領別紙3の第2の生産数量目標の外数となる加工用米の対象米穀から醸造用玄米(酒造好適米と同意)を除外している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地域内の特別栽培又は有機栽培による酒造好適米の生産者と地域内の酒造業者とが栽培契約を締結し、当該酒造好適米を使用した清酒を生産する場合に限り、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律113号)第2条第2項に基づく生産調整の取組(生産目標数量の外数)として取り扱う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>酒造好適米については、醸造用のみに使用されているが、主食用米として取り扱われております。地域内の酒造好適米の生産量は、市内の酒造業者の使用量の4分の1程度であり、酒造好適米の生産量は減少傾向にあります。</p> <p>また、農業従事者の高齢化や減少により、生産調整水田における不作付地が年々増大するなかで、機械化一貫体系により生産できる酒造好適米など稲作への期待が大きくなっております。</p> <p>酒造好適米の生産を生産調整の取組として取り扱うことは、主食用米が増産されるおそれがあるため、酒造好適米生産農家には酒造好適米の生産目標数量を控除して配分することにより、酒造好適米生産が維持が可能です。</p> <p>よって、酒造好適米の生産を生産調整の取組として取り扱うことで、酒造好適米の生産が維持され、基幹的産業である農業と伝統的産業である酒造業の連携が強化され地域の活性化ができるものと考えます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>国は、酒造好適米も含めた主食用米の過去の需要実績を基に都道府県別需要量に関する情報を算定しており、生産者へ配分される生産数量目標についても、当該需要量に関する情報を基に、都道府県・市町村等それぞれの段階で決められる配分ルールに沿って算定されている。</p> <p>しかし、全国約7万トンの酒造好適米を生産数量の外数扱いにした場合、国からの都道府県別需要量に関する情報から当該数量分を控除することとなるが、地域段階においても、酒造好適米を生産していない生産者も含めた地域全体の生産数量目標が減少することになるので、酒造好適米を生産調整の取組として取り扱うことは適当ではないと考えている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>酒造好適米は、その特性から食用には用いられず、用途は専ら醸造用に限られ、加工用米であることから、主食用米として取り扱うことは適当ではなく、一般のうるち米などと切り離して管理すべきと考えます。また、需要量に関する情報から控除することによる生産数量目標の減少は、制度の変更に伴うものであるため、やむを得ないと考えます。酒造好適米を生産調整の外数にした場合でも、酒造好適米は、他のうるち米より単収が低く、栽培技術を要することや酒造業者との契約栽培を促進することで、作付が極端に増加する懸念はなく、酒造好適米の価格が維持されるものと考えますので、酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和をお願いします。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>酒造好適米を生産調整の取組として位置付けた場合、</p> <p>①主食用米に位置付けられないことから、経営安定対策のメリットを受けられなくなること、</p> <p>②需要実績が減れば、県別の需要量に関する情報も減ることとなり、酒造好適米を生産していない生産者の生産数量目標にも影響が出るおそれがあること、</p> <p>から適当ではない。</p>			

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	添加物の軽減による食品リサイクルと食の安全の両立	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1084090
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省
該当法令等	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年4月11日法第35号) 第23条
制度の現状	<p>食品残さを利用した飼料については、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」を発出し、原料の収集、製造に関する指導を行っているところであるが、食品添加物の使用量等については特に定めはない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(第八三号) 第2条3項の「食品循環資源」の定義に関して、「一定量以上の添加物を使用した食品を除くもの」という趣旨を付け加える。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在コンビニエンスストア及びスーパーでは廃棄物(期限切れ食品・弁当・おにぎり等)を回収し加工した上で飼料としているが、回収された食品には一定量の添加物が含まれているものがある。廃棄物の排出量抑制の観点からは望ましい取り組みであるが、こうした添加物が入った食品廃棄物をリサイクルにより飼料として再利用していくと、それを食べる豚・牛の体内に添加物が蓄積されることが示唆される。こういった飼料を使用した豚・牛等の肉をまた弁当に使用することにより厚生労働省の定める食品への添加物使用量を上回る危険性が高くなる。</p> <p>こうした問題を解消するため、リサイクルのプロセスにのる食品を無添加のもの、(ないし、添加物の使用量が一定程度低いと認められるもの)、に限定することを提言する。これにより、飼料を食べた豚・牛等の肉自体に添加物が蓄積することを防ぐことで、消費者に安全性の観点から認められた添加物の基準を満たした食品が届けられることになり、廃棄物の抑制と、昨今、消費者の関心の高い「食の安全性」を両立することができると思う。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>飼料の安全性の確保を目的とした飼料安全法では、有害な物質やその疑いのある原料を用いた飼料の製造を禁止することとされている。</p> <p>しかし、食品添加物は、</p> <p>①食品衛生法で定められた範囲内で使用されている限り、それを含む食品を摂取した人の健康に悪影響を及ぼさないことが動物試験等により確認されている。従って、飼料原料として当該食品を用いて飼育された家畜に由来する畜産物を食しても安全性上の問題が生じるとは考えていないこと</p> <p>②また、食品添加物は体内で分解、排出されることから家畜体内で濃縮されないものと考えられることから、飼料原料として食品添加物を含む食品を用いて飼育された家畜に由来する畜産物を食しても安全性上の問題はないと判断される。</p> <p>そのため、これを含有する原料の利用に関し、更なる規制を加える必要は無く、このような規制を制度とした特区を設けることは適当ではない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地転用規制の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1087010
提案主体名	農事組合法人 日の本新産品開発組合	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第3条
制度の現状	耕作目的で農地を取得する場合は、農地法第3条の許可が必要であり、農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合は、農地法第4、5条に基づく転用の許可が必要。

求める措置の具体的内容	農地(主として水田)において微細藻類(水生光合成微生物)の培養を行うため農地の転用を認めて頂きたい
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>新しく農事組合法人として休耕田や遊休農業施設の活用を通じて地方農業の活性化を志し緒についたところである。但し、地域の活性化は農業生産だけに頼って成り立つものではない。地域の持つ特殊性や新しい発想を加味したその地域の創意を結集する必要性を痛感している。その発想の1つが微細藻を活用する新しい農法の確立でありその実現に取り組みたい。</p> <p>提案理由</p> <p>本法人は農業関連事業として微細藻の培養を水田において大規模に実施したいと思料している。培養の方法としては水田に水を張り微細藻だけを生育・増殖させる方法と水田の稲作と並行して冠水時に微細藻を生育・増殖させる場合を対象として考えている。</p> <p>その目的は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 家畜、家禽類の栄養強化飼料の供給 2) 魚類の陸上養殖用餌の確保 3) 地力強化資材としての利用 4) 地球温暖化ガス抑制効果の検証 5) 新しい雇用の創出 <p>この新しい農法によって日本農業に新しい息吹を呼び込み農業の未来への希望をつなぎとめたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>一般的に、農地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培する場合は、農地を耕作目的で利用するものと捉えられ、このような利用をするため農地を取得する場合は、農地法第3条の対象になり、農地転用には当たらない。</p> <p>御提案の微細藻類(水生光合成微生物)が作物に該当するのか、また、培養方法の詳細が不明であるため、農地法上の取扱いについては回答できない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案者意見を踏まえ、提案内容を実現するためにはどうしたらよいか、という立場で再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>微細藻(例:クロレラ)の培養は通常の水田(遊休田)に水を張り(漏水がある場合はビニールシートを張ることもある)これに微細藻の種菌(別途タンク培養する)を添加し水田内に拡散させる。微細藻の栄養は土壌及び水中の有機質や空気中のCO2 または濃縮されたCO2を吹き込むことによってまかなうことができる。微細藻の収穫物は餌飼料、堆肥、油糧、食糧として活用される。培養面積として1~4ha(10aで培養可能)と考えている。微細藻の生産システム構築によって新たな雇用を創出できることと合わせて、在来の農業生産よりも軽労働で高付加価値生産の可能性が予測される。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>水田を稲作が可能な従前の状態のまま微細藻類の培養を行うことは、農地を農地以外のものにする事とはならないことから、農地転用許可を要しない。</p> <p>しかしながら、通常の水田として利用するのに必要な程度を越えた畦畔の嵩上げや土地の掘削、又は一筆の水田全体の底にビニール等を敷設すること等は、水田を稲作が可能でない状態とし、農地を農地以外のものにする事になることから、農地転用許可を得る必要がある。</p> <p>なお、微細藻類の培養がどのような条件下でどのような方法で行われるのかは不明であるが、特別の立地条件を必要とする水産動植物の養殖施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合等には、原則として転用不許可である優良農地(第1種農地)であっても例外的に転用が認められることとなっている。</p>			